

第1章 計画策定の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

(1) 法令等の根拠

「かつらぎ町障害者基本計画」は、障害者基本法第11条に基づく市町村障害者計画であり、本町における障害福祉施策の基本的な方向性を示す計画です。

障害者基本法第11条第3項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(2) 計画策定の背景

障害者の自立を支援する観点から、障害者基本法の基本的理念にのっとり、平成18年に障害者自立支援法が施行され、それまで障害種別（身体障害、知的障害、精神障害）で縦割りに提供されていたサービスが、障害種別によらず一元的に供給する制度が確立し、障害者の地域生活や就労などの自立に必要なサービスが受けられるようになりました。平成25年には、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（通称「障害者総合支援法」）が施行されたことで、障害福祉サービスの対象は、身体障害・知的障害・精神障害に加え、発達障害や高次脳機能障害、難病患者等に拡大されました。障害者の施策は、障害のある方の自立と社会参加の支援を進め、障害によって分け隔てられることなく、社会で共に生活していくことを目指しています。同年には、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（通称「障害者差別解消法」）が制定され、平成28年には、障害者の雇用の促進等に関する法律（通称「障害者雇用促進法」）の改正により、障害者に対する差別の禁止及び合理的配慮の提供義務が定められました。

第3次かつらぎ町障害者基本計画は、かつらぎ町長期総合計画・かつらぎ町地域福祉計画を上位に置き、具体的に取り組む行動計画として策定します。また、かつらぎ町障害福祉計画やかつらぎ町障害児福祉計画、地域福祉計画と関連する他分野の計画とも連携しながら、障害福祉に関する個別的な計画として作成するものです。

2 計画の期間

計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5か年とします。なお、障害者総合支援法に基づく障害福祉施策の展開のため、具体的な数値目標を盛り込んだ実施計画（障害福祉計画）は3年ごと（令和3年度～令和5年度）の策定とします。

3 計画の基本理念と基本原則

「第3次かつらぎ町障害者基本計画」の基本理念及び基本目標を次のとおり定めます。

(1) 計画の基本理念

本計画は、障害のある人が地域で生き生きと暮らすことができるよう、その人格が尊重される地域社会の形成を目指したもので、本計画の基本理念は、「障害のある人もない人も相互に尊重し合い 共に助け合う福祉のまちづくり」とします。

(2) 計画の基本原則

本計画の基本理念の実現を目指し、本計画の基本原則を次のとおり定めます。

- 1 障害理解の促進（権利擁護と差別解消）
- 2 地域における生活支援体制の充実
- 3 子どもの発達支援
- 4 障害福祉サービスの充実
- 5 就労支援
- 6 社会参加と地域づくりの促進

4 計画の策定体制

(1) 行政機関内部における計画策定体制の準備

本計画は、障害者基本計画の運営主管課である住民福祉課のほか、関連する部署及び県等との密接な連携を図りながら策定しました。

(2) 計画策定委員会の設置

専門的な意見を取り入れるとともに、広く関係機関・団体等の意見を反映させるため、識見を有する者、関係機関代表等からなる「かつらぎ町障害者基本計画策定委員会」を設置し、計画づくりを行いました。

(3) 関係団体との意見交換会

障害のある当事者とその家族の意見を取り入れるため、障害者関係団体との意見交換会を実施しました。

実施日：令和3年10月5日

参加団体：かつらぎ町身体障害者会

かつらぎ町障がい児者父母の会

(4) アンケート調査の実施

本計画の策定にあたっては、障害のある人の生活実態やニーズなどを把握分析するため、「アンケート調査」を実施し、障害福祉に関する意向の把握を行いました。

調査対象者	身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳所持者、町内に居住する福祉サービス利用者
配布数	1, 310
有効回収数	706
有効回収率	53. 9%
方法	郵送による配布・回収
調査時期	令和3年8月13日～9月3日

(5) パブリックコメント

本計画の策定にあたっては、町民の意見を広く聴取するためパブリックコメントを実施しました。

実施期間	令和4年●月●日～●月●日
計画素案の公開場所	町ホームページ、かつらぎ町役場本庁、かつらぎ町役場花園支所
寄せられた意見	●●

5 計画の推進に向けて

障害者施策を推進するため、町の推進体制の充実や関係機関との連携の強化を図るとともに、町民の理解を得て障害のある人が地域で安心して暮らしていくための施策を総合的かつ効果的に推進します。

(1) 庁内における横断的な推進体制の整備

障害者施策を効果的に推進するためには、福祉分野のみならず、医療、保健、教育、就労等の多岐にわたる庁内関係部局が連携して総合的かつ一体的に着実に推進します。

(2) 関係機関との推進体制の整備

障害者施策の推進に当たって、地域、福祉、保健、教育、就労等の各分野との連携を強化し、情報等を共有し、総合的かつ計画的に取り組みを進めます。

6. SDGs（「誰一人取り残さない」ことを誓う持続可能な開発目標）について

国の障害者基本計画（第4次）においては、障害者の権利に関する条約の締約国として、障害者施策を国際的な協調の下に推進するため、障害分野における国際的な取り組みに積極的に参加することなどが基本的な考え方とされ、国際的枠組みとの連携の推進として、SDGs の達成のため、障害のある人を含めた「誰一人取り残さない」取り組みを推進するとされています。

かつらぎ町においては、自治体 SDGs の取り組みを一層推進することにより、地域共生社会の実現を目指して施策を展開していきます。

7. 計画の評価・検討について

計画内容を着実に実行するために、庁内関係部局を含めて、この計画の進捗状況を点検・評価するとともに、障害者福祉を巡る状況の変化に加味して、より適正な進捗が図られるよう施策・事業の見直し、調整を行います。

